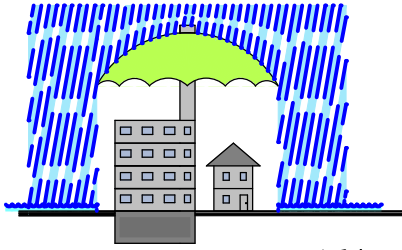


大雨に備えた建物をつくりましょう！

「草津市建築物浸水対策に関する条例」

平成18年9月1日施行



近年、集中豪雨等の増加による災害が、全国的に頻発しています。水害が発生しますと、建物の被害はもちろん、生活に大きな支障が生じ、回復するのに相当な時間がかかります。もし、これから、建物を新築、改築したり設備の改修等をお考えであれば、ぜひ、浸水対策を考慮した設計をお考えください。

条例の仕組

市の責務

浸水のおそれのある区域や浸水対策の整備指針等の情報提供に努めます。市の建築物の安全確保に努めます。

市民・事業者の責務

市の提供する浸水に関する情報とともに、自らの責任において浸水に対する安全性の確保その他の浸水対策を行なうことが求められています。

特定建築物の建築主の責務

特定建築物を建築しようとする場合は、浸水対策の整備基準に適合するようにならなければなりません。

浸水のおそれのある区域

琵琶湖・野洲川・草津川における浸水予測区域を示したものです。

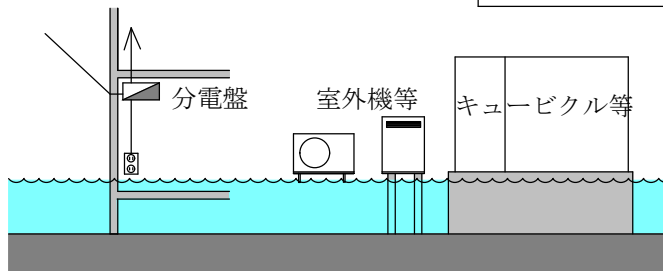
※この区域は、下記窓口やホームページで閲覧することが出来ます。
窓口：草津市建設部河川課
：草津市都市計画部建築政策課

浸水対策の整備指針

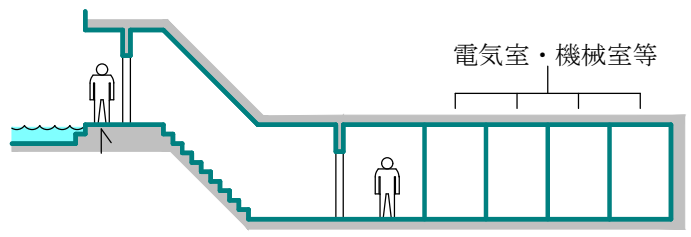
- 床上浸水を未然に防ぐ
- 生活を守る
- 財産等を守る
- 設備等を守る
- 地下空間を守る

※整備指針は、建築政策課のホームページで公表しています。

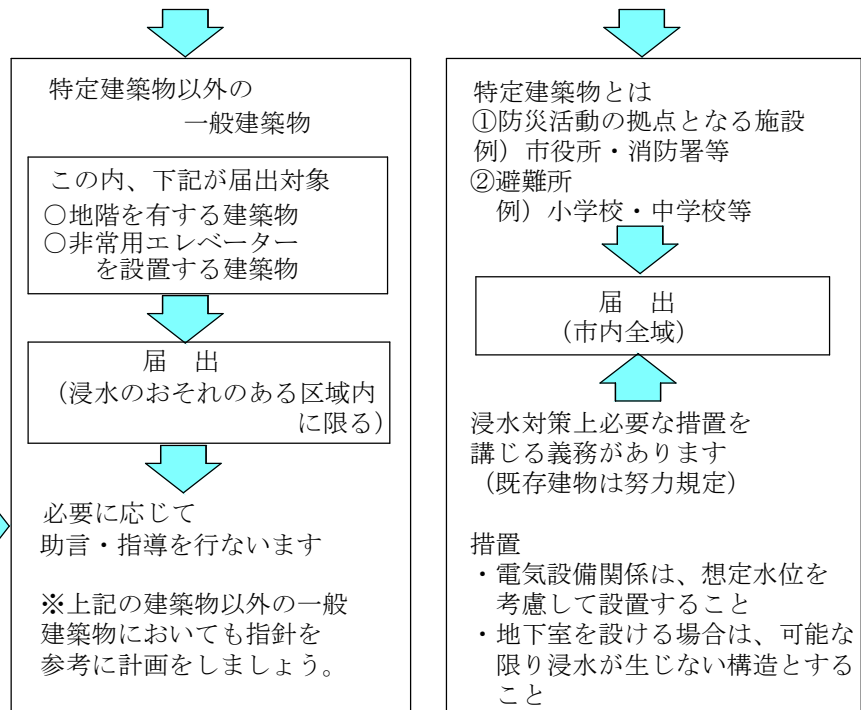
<事例>



設備機器等を事前に上げておく



地下への浸水を事前に防ぐ



【問合せ先】 草津市都市計画部建築政策課建築指導係 Tel077-561-2378 Fax077-561-2486
〒525-8588 滋賀県草津市草津3丁目13-30 草津市役所 4階